作物残留及び水質汚濁に係る農薬の登録保留基準 として環境大臣の定める基準の設定について 報 告

平成15年2月26日

中央環境審議会土壌農薬部会農薬 専門委員会

1 次の表の第1欄に掲げる農薬の成分の農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第1号イの環境大臣の定める基準については、同表第2欄に掲げる農作物等にそれぞれ同表第3欄に定める量を超えて含有されてはならないとすることが適当である。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
4 - クロルフェノキシ酢酸	第一大粒果実類 第二果菜類	0 . 1 p p m 0 . 1 p p m
2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)	みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第二果菜類 第二葉菜類 第二葉菜類 根・茎類	0 . 5 p p m 5 p p m 0 . 2 p p m 0 . 5 p p m 0 . 5 p p m 0 . 5 p p m 0 . 5 p p m 0 . 5 p p m 0 . 5 p p m 0 . 5 p p m 0 . 1 p p m
(RS)-S-Sec-ブチル O-エチル 2 -オキソ-1,3-チアゾリジン-3-イルホスホノチオアート(別名ホスチアゼート)		0 . 5 p p m 0 . 0 5 p p m 0 . 1 p p m 0 . 2 p p m 0 . 1 p p m 0 . 2 p p m 0 . 2 p p m 0 . 0 5 p p m 0 . 0 3 p p m 0 . 0 2 p p m
(RS) - 1 - p - クロロフェニル - 4 , 4 - ジメチル - 3 - (1H - 1 , 2 , 4 - トリアゾール - 1 - イルメチル)ペンタン - 3 - オール(別名テブコナゾール)	第二葉菜類	1 p p m 0 . 5 p p m 0 . 5 p p m 2 5 p p m
S , S - ジ - s e c - ブチル O - エチル ホスホロジチオアート(別名カズサホス)	第一大粒果実類 第二果菜類 だいこんの葉 根・茎類 にんにく いも類	0 . 0 5 p p m 0 . 0 5 p p m
N - tert - ブチル - N - (3 - メトキシ - o - トルオイル) - 3 ,5 - キシロヒドラジド(別名メトキシフェノジド)		0 . 1 p p m 2 p p m 2 p p m 5 p p m

	第二果菜類 第一葉菜類 第二葉菜類 大豆 てんさい 茶	2 p p m 1 p p m 1 0 p p m 0 . 1 p p m 0 . 1 p p m 2 0 p p m
4 - クロロ - 3 - エチル - 1 - メチル - N - [4 - (p - トリルオキシ)ベンジル]ピラゾール - 5 - カルボキサミド(別名トルフェンピラド)		0 . 2 p p m 3 p p m 0 . 1 p p m 2 p p m 2 p p m 2 p p m 0 . 5 p p m 1 0 p p m 0 . 2 p p m 1 5 p p m
(E) - 1 - (2 - クロロ - 1 , 3 - チアゾール - 5 - イルメチル) - 3 - メチル - 2 - ニトログ アニジン(別名クロチアニジン)		0 . 5 p p m 1 p p m 2 p p m 0 . 5 p p m 0 . 5 p p m 5 p p m 2 p p m 5 p p m 0 . 1 p p m 0 . 1 p p m 0 . 1 p p m 0 . 1 p p m 5 0 p p m
3 - クロロ - 4 , 4 - ジメチル - 1 , 2 , 3 - チアジアゾール - 5 - カルボキサニリド(別名チアジニル)		1 p p m
プロピル(1RS、2SR) - (3-オキソ-2-ペンチルシクロペンチル)アセタートを10±2%含むプロピル(1RS,2RS) - (3-オキソ-2-ペンチルシクロペンチル)アセタート(別名プロヒドロジャスモン)		0 . 1 p p m

2 次の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬の成分の農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに 掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第4号の環境大臣の定める基準については、 水田の水中における150日間における平均濃度が同表の基準値の欄に掲げる濃度を超えてはなら ないとすることが適当である。

農薬の成分	基準値
3 - クロロ - 4 , 4 - ジメチル - 1 , 2 , 3 - チアジアゾール - 5 - カルボキサニリド(別名チアジニル)	1 m g / L